

医政第434号
平成25年10月11日

各医療機関管理者 殿
(病院、有床診療所)

徳島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

院内における火災防止対策について (通知)

日頃は、県内の保健医療行政に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度、福岡県内の入院施設を有する医療機関において火災による死亡事故が発生しました。

医療施設の火災防止については、患者を入院させている等施設に特有な事情を考慮し、人命尊重の見地から特に重要な対策であります。

つきましては、別紙の事項について、それぞれの医療機関の状況も踏まえた上で、今一度点検、確認等を行うなど火災防止対策を徹底していただくようお願いします。

徳島県保健福祉部医療政策課	
(医事指導担当)	電話088-621-2189
	FAX 088-621-2898

【別 紙】

(1) 職員等の防災意識の高揚

災害発生の未然防止のためには、職員、患者等が日頃から防災意識を強く持つことが肝要であることから、管理者は職員、患者等に対し、防災意識の高揚に努めること。

(2) 防火管理体制の確認

管理者は、非常の際に迅速かつ円滑に機能するよう、防火管理体制の確認を再度行うこと。

(3) 出火防止対策の強化

火災発生を未然に防ぐために、火気の取扱いについては職員及び患者、患者家族等に対して注意喚起を行うこと。

また、夜間においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない密室については施錠すること。

(4) 消防用設備及び避難設備等の点検

消火設備、警報設備、避難設備等の整備は、不測の事態に対処するためには不可欠であるので、施設設備の確認と併せこれらの設備等が常時機能するよう管理されているか点検を行うこと。

(5) 有効な避難訓練の実施

職員及び患者に対して、避難場所、避難経路など避難時における知識を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう、必要に応じ所轄消防機関等の指導、協力を得ながら有効な避難訓練を適宜実施すること。

なお、夜間の災害の発生に際しては一層の混乱が予測されることから、夜間を想定した訓練も併せて実施すること。

(6) 危険物の管理

プロパンガス、重油等の危険物の保管状況について十分点検、確認を行うこと。

(7) その他

万一の不審火等に備え、廊下・階段等に可燃物を放置することなどがないようにすること。